

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
景観法（平成16年法律第110号） 第19条及び第28条	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定	景観政策課

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の指定基準

ア 景観重要建造物の指定は、（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する建造物とする。

（ア） 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

（イ） 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

（ウ） 時期的には、昭和初期を一応の区切りとする。なお、築後50年程度を経過し、景観上、特に優れているものについては、この限りでない。

イ アの運用に当たっては、保存建造物を可能な限り景観重要建造物に指定する意図から、同アの（イ）の「公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの」の解釈については、可能な範囲で広く捉えることとする。

(2) 景観重要樹木の指定基準

ア 景観重要樹木の指定は、（ア）及び（イ）並びに（ウ）から（キ）までのいずれかに該当する樹木とする。

（ア） 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

（イ） 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

（ウ） 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上であること。

（エ） 高さが10メートル以上であること。

（オ） 株立ちした樹木にあつては、高さが2.5メートル以上であること。

（カ） はん登性樹木にあつては、枝葉の面積が25平方メートル以上であること。

（キ） 生垣をなす樹木の集団にあつては、その生垣の長さが25メートル以上であること。

イ アの運用に当たっては、保存樹木を可能な限り景観重要樹木に指定する意図から、同アの（イ）の「公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの」の解釈については、可能な範囲で広く捉えることとする。

2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。